

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給等に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
徳島県は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費(指定難病)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
徳島県知事

公表日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費(指定難病)の支給に関する事務
②事務の内容	○難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づき、特定医療費(指定難病)の支給等に関する事務を行っている。 ○特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ・特定医療費の支給に関する事務 ・支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・医療受給者証に関する事務 ・支給認定の変更に関する事務 ・支給認定の取消しに関する事務 ・資料の提供等の求めに関する事務 ・申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③対象人数	＜選択肢＞ [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	医療費公費助成制度事務処理システム
②システムの機能	認定申請のあった県民の住所、氏名、生年月日、健康保険保険者、疾病、有効期間等の情報を管理し、特定医療費（指定難病）受給者証等の発行を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (中間サーバー、Public Medical Hub (PMH))

システム2～5

システム2	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	(1) 団体内統合宛名番号付番機能 業務システムからの要求に対し、団体内統合宛名番号を付番し、個人番号と紐付けて管理する。 (2) 宛名情報等管理機能 基本5情報(氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住所)、個人番号、宛名番号等を一元的に保存・管理する。 (3) 中間サーバー連携機能 中間サーバーに対し、情報照会・提供用データを中継し、符号取得要求や紐付け処理を実施する。 (4) 既存システム連携・共通変換機能 医療費公費助成事務処理システム等とのデータ連携、及びデータ形式・文字コード等の相互変換を行う。 (5) 職員認証・権限管理機能 システム利用者の認証、操作権限に応じたアクセス制御、及び詳細な操作ログの記録・管理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （医療費公費助成事務処理システム、中間サーバー）
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	(1) 符号管理機能 情報照会及び情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 (2) 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び提供された情報の受領を行う。 (3) 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 (4) 既存システム接続機能 中間サーバーと医療費公費助成事務処理システム、団体内統合宛名システム等との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得等のデータ連携を行う。 (5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を自動生成し、一定期間管理する。 (6) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として保持・管理する。 (7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得等のデータ連携を行う。 (8) セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化・復号、電文への電子署名付与・検証、及びこれらに伴う鍵管理を行う。 (9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と、付与された権限に基づく各種機能及び特定個人情報へのアクセス制御を行う。 (10) システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、及び保管期限切れ情報の自動削除を行う。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （医療費公費助成事務処理システム）

システム4	
①システムの名称	Public Medical Hub（PMH）
②システムの機能	＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る指定難病医療費の支給に関する事務＞ 1 情報登録機能及びPMH-ID採番依頼機能等 本県で管理している個人番号及び公費医療費助成の資格情報等をPublic Medical Hub(PMH)に登録し、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMH-IDを自動採番する。すでにPMH-IDが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMH-IDを利用する。 2 情報連携機能(医療機関システム) ・PMH連携キーを利用した情報提供機能 医療機関からの問い合わせに対し、公費医療費助成の資格情報を連携する。 医療機関のオンライン資格確認端末で、患者(利用者)がマイナンバーカードで認証及び同意することにより、オンライン資格確認等システム上で都度、PMH連携キーが生成され、公費医療費助成の資格情報の照会が行われる。Public Medical Hub(PMH)は、PMH連携キーからPMH-IDを復号し、PMH-IDに紐付けられた公費医療費助成の資格情報を医療機関システムへ提供する。 3 情報連携機能(マイナポータル) ・識別子の格納機能 マイナポータルからのPublic Medical Hub(PMH)初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMH-IDと紐付けてPublic Medical Hub(PMH)に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報提供機能 公費医療費助成の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐づくPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub(PMH)は、PMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐づく公費医療費助成の資格情報をマイナポータルへ提供する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 市内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他（医療費公費助成事務処理システム、マイナポータル、医療保険者等向け中間サーバー）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費(指定難病)の支給に関する情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号, 以下「番号利用法」という。) 第9条第1項 別表 131の項、第19条6号 ○ 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第71条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・ 情報照会の根拠 158の項 ・ 情報提供の根拠 18、42、77、80、113、125、144、161の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康寿命推進課
②所属長の役職名	健康寿命推進課長
7. 他の評価実施機関	
なし	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費(指定難病)医療受給者ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	指定難病医療給付事務における申請者(患者又は保護者)及び支給認定基準世帯員
その必要性	難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第1条により、支給認定を受けた指定難病の患者又は保護者の区分に応じて負担上限月額を決定するため必要があるため。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 ・Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費(指定難病) [☐] その他 (に関する事務) ・医療助成資格情報
その妥当性	【識別情報】 ・その他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するために保有 【連絡先等情報】 ・5情報、連絡先及びその他住民票関係情報:①対象者を正確に特定するため(患者本人が18歳未満の場合は保護者が申請者となるので「その他住民票関係情報」として続柄の確認が必要)、②支給認定に際し在住要件を確認するため、③本人への連絡のために保有 【業務関係情報】 ・地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、障害者福祉関係情報(障害者手帳の等級)、年金関係情報:患者の負担上限月額の算定のために保有 ・健康・医療関係情報:認定要件(対象疾病に罹患していること、当該疾病に係る病状の程度が国の定める基準を満たしていること。)を確認するために保有 ・医療保険関係情報:患者の負担上限月額の算定及び受給者証に所得区分を反映させるために保有 ・介護保険情報:対象者の介護サービス利用の有無を確認するため保有 ・その他:医療費助成事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、PMHが、外部と情報連携するために必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年11月1日
⑥事務担当部署	保健福祉部健康寿命推進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県、市町村) ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (保険者)
②入手方法		☒ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		・難病法第5条に基づく特定医療費の支給認定を行うため。
④使用の主体	使用部署	保健福祉部健康寿命推進課、徳島保健所、吉野川保健所、美馬保健所、三好保健所、阿南保健所、美波保健所
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		【特定医療費の支給認定に関する事務】 ・基本5情報などから申請者の本人確認を行う。 ・住所情報から在住要件を確認する。 ・医療保険情報から、高額療養費との調整区分、申請者の加入する医療保険上の同一世帯を確認する。 ・地方税関係情報、生活保護情報、医療保険情報、年金関係情報、障害者手帳の等級情報等から患者の負担上限月額を算定する。 ・健康・医療関係情報(患者の診断情報)から支給認定に係る要件(診断基準・重症度)を確認する。 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携】 ・情報連携のため、当県は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、Public Medical Hub(PMH)は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub(PMH)が連動するためのPMH-IDの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMH-IDを採番して個人番号と共にPublicMedical Hub(PMH)に应答する。 ・PMH-IDが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublicMedical Hub(PMH)で共有されることでマイナポータルや医療機関システムから公費資格情報の取得/閲覧を行うといった情報連携が可能となる。
	情報の突合	申請書の受付時に、各保健所の窓口において受付担当職員が確認している。
⑥使用開始日		平成27年11月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		委託する 委託しない 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1		医療費公費助成事務処理システム運用保守業務	
①委託内容		医療費公費助成事務処理システムに係る運用、保守及びシステム障害時の復旧等対応等	
②委託先における取扱者数		10人未満 10人以上50人未満 50人以上100人未満 100人以上500人未満 500人以上1,000人未満 1,000人以上	
③委託先名		株式会社HBA	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない 再委託する 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項2		Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱	
①委託内容		Public Medical Hub (PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務	
②委託先における取扱者数		1,000人以上 10人以上50人未満 50人以上100人未満 100人以上500人未満 500人以上1,000人未満 1,000人以上	
③委託先名		国(デジタル庁)	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	書面又は電磁的方法による承諾	
	⑥再委託事項	PMH-IDの付与、情報連携業務及び運用保守業務	
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (4) 件 [☐] 移転を行っている () 件 [☐] 行っていない
提供先1	都道府県知事等
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条別表42の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	指定難病医療給付事務における申請者(患者又は保護者)及び支給認定基準世帯員
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 ☐ 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ [☐] 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより、情報照会の要求があった都度、随時
提供先2～5	
提供先2	市町村長
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条別表80の項
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	指定難病医療給付事務における申請者(患者又は保護者)及び支給認定基準世帯員
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 ☐ 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ [☐] 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより、情報照会の要求があった都度、随時

提供先3	都道府県知事等
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条別表125の項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	指定難病医療給付事務における申請者(患者又は保護者)及び支給認定基準世帯員
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより、情報照会の要求があった都度、随時
提供先4	都道府県知事等
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条別表161の項
②提供先における用途	昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	指定難病医療給付事務における申請者(患者又は保護者)及び支給認定基準世帯員
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより、情報照会の要求があった都度、随時
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<医療費公費助成事務処理システムにおける措置> ・特定個人情報を保管するサーバの設置場所は、庁舎内の情報政策課に設置されており、サーバ設置に適した空調設備、電源設備、セキュリティ設備を備えている。 ・端末設置場所は施錠管理するとともに、端末はセキュリティワイヤーにより固定し、ワイヤー錠は一元管理し、金庫保管としている。 <特定個人情報等が記録された書類及び電子記録媒体における措置> ・頻繁に閲覧する可能性が高い直近の申請書類等については、執務室内に設置した施錠可能な書類保管庫内で保管するとともに、勤務時間中は職員が常駐し、勤務時間外は執務室を施錠することにより、部外者が入室できないよう対策を実施している。 ・閲覧する頻度の低い前年度以前の申請書類等については、庁舎内の施錠可能な書庫で保管することにより、部外者が入室できないよう物理的な対策を実施。 ・電子記録媒体に保存されたデータはパスワードによる認証を必要とすることにより、保存されたデータの読み出しを防ぐこととしている。 ・電子記録媒体においても、保管は執務室内に設置した施錠可能な書類保管庫内で保管するとともに、勤務時間中は職員が常駐し、勤務時間外は執務室を施錠することにより、部外者が入室できないよう対策を実施している。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費(指定難病)に関する事務> Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

保健所コード、保健所名、登録者番号、整理番号、システム登録年月日、受給者番号、申請区分、申請区分名、新規理由コード、新規理由名、申請疾患コード、疾患名、詳細疾患コード、詳細疾患名、氏名カナ、氏名、性別、生年月日、郵便番号親、郵便番号子、市町村コード、市町村名、住所、電話番号、申請者氏名カナ、申請者氏名、申請者続柄コード、申請者続柄、申請者郵便番号親、申請者郵便番号子、申請者市町村コード、申請者市町村名、申請者住所、申請者電話番号、認定理由コード、認定理由、前番号、個人票提出年度、自己負担コード、自己負担名、自己負担手入力、自己負担額、前自己負担コード、前自己負担名、保険区分コード、保険区分名、保険者コード、保険者名、被保険者氏名カナ、被保険者氏名、保険者照会区分、被保険者証の記号、被保険者証の番号、保険者続柄コード、保険者続柄、高額療養費区分、保険資格取得年月日、照会年月日、回答年月日、人工呼吸器装着、高額かつ長期、軽症者特例、重症患者認定、食事療養費コード、食事療養費、境界層該当、予備欄、受付保健所、受付保健所名、疾患最大超、医療機関最大超、医療機関コード、医療機関名、指定医番号、医師名、同一世帯対象1、同一世帯対象氏名1、同一世帯対象番号1、送付先氏名カナ、送付先氏名、送付先続柄コード、送付先続柄、送付先郵便番号親、送付先郵便番号子、送付先市町村コード、送付先市町村、送付先住所、送付先電話番号、県外転入日、再交付理由コード、再交付理由、申請年月日、受理年月日、変更理由コード、変更理由、変更年月日、新規支給開始年月日、新規交付年月日、審査依頼日、審査年月日、審査フラグ、審査結果サイン、公費負担番号、継続支給開始年月日、継続交付年月日、除外理由コード、除外理由、除外年月日、有効期間FROM、有効期間TO、有効期間交付、既存交付年月日、備考、本庁進達日、文書番号、保留フラグ、受付備考、審査備考、審査状況、審査決定、本人照会日、本人回答日、医師照会日、医師回答日、世帯無効1、世帯氏名カナ1、世帯氏名1、世帯性別1、世帯生年月日1、世帯郵便番号親1、世帯郵便番号子1、世帯市町村コード1、世帯市町村名1、世帯住所1、世帯備考1、世帯有効期間開始1、世帯有効期間終了1、記事、相_記入年月日、相_回答者続柄、相_回答者連絡先、相_療養状況、相_病院名、相_受療状況、相_受療頻度、相_受療頻度月、相_受療介護、相_生活状況、相_生活状況その他、相_身体状況、相_介護状況、相_介護保険有無、相_介護保険要支援、相_介護保険要介護、相_障害福祉有無、相_障害福祉障害区分、相_ケアマネ事業所、相_ケアマネ氏名、相_手帳有無、相_手帳種別、相_手帳等級、相_経管栄養、相_気管切開、相_人工呼吸器、相_人工透析、相_酸素療法、相_吸引、相_医療機器その他、相_案内の希望、相_相談内容、相_訪問担当者、相_支援区分、相_支援区分その他、相_支援初回訪問時期、相_通院費案内要否、相_通院費年、相_通院費月、相_その他必要な情報、医療機関郵便番号親、医療機関郵便番号子、医療機関住所、被保険者枝番、認定1、認定名1、アクセスキー1、研究利用の同意1、軽症者登録1、重症化支給開始日、やむを得ない理由有無、支給開始遡り理由、やむを得ない理由備考、フォルダ番号、受給者証印刷、申立書、登録者証希望有、登録者証効力開始日、登録者証効力終了日、登録者証再交付日、登録者証添付書類区分、登録者証添付書類区分名、指定難病又は小児慢性、DVフラグ、システム登録年月日_和暦、生年月日_和暦、個人票提出年度_和暦、保険資格取得年月日_和暦、照会年月日_和暦、回答年月日_和暦、県外転入日_和暦、申請年月日_和暦、受理年月日_和暦、変更年月日_和暦、新規支給開始年月日_和暦、新規交付年月日_和暦、審査依頼日_和暦、審査年月日_和暦、継続支給開始年月日_和暦、継続交付年月日_和暦、除外年月日_和暦、有効期間FROM_和暦、有効期間TO_和暦、有効期間交付_和暦、既存交付年月日_和暦、本庁進達日_和暦、本人照会日_和暦、本人回答日_和暦、医師照会日_和暦、医師回答日_和暦、世帯生年月日1_和暦、相_記入年月日_和暦

<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加の記録項目>(1)対象者情報 ・個人番号 ・PMH-ID ・PMH仮名識別子 ・基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別) ・自治体コード ・自治体業務ID ・連携ファイル名 ・連携日時 ・連携処理ステータス/エラー内容 ・制御フラグ(不開示/閲覧停止) ・その他管理番号・ID等(履歴ID、属性ID)(2)ユーザー情報 ・機関マスタID ・機関ユーザーID ・メールアドレス ・ユーザー氏名 ・ユーザー区分 ・ユーザー権限ID ・個人番号閲覧可能フラグ ・ユーザー削除フラグ(3)医療助成資格情報 ・受給者証種別ID ・受給者証名 ・受給者証ID ・受給者証券面情報 ・受給者証項目情報 ・表示順番号 ・公費ID ・区分 ・公費負担者番号 ・公費受給者番号 ・自己負担上限情報(自己負担上限額ID、自己負担上限額種別、負担定義、負担率、金額、回数) ・有効期間 ・強制失効日 ・医療機関コード ・指定医療機関情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
特定医療費(指定難病)の支給に関する情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
リスク: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・申請書類の提出時に必要のない情報等が含まれていた場合には返却や、不要箇所に黒塗りを行う等の対応を徹底する。 ・業務遂行にあたって申請書に記載された以外の情報は使用しない。申請書には、取得が認められない特定個人情報に係る情報に関する記載欄を設けないほか、職員に対しては、口頭であっても、不要な情報を取得しないように指導している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
特になし		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・利用者については、アクセス可能な範囲を限定し、正当な権限のない利用者からは、統合宛名番号を利用できないようアクセス制御を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・静脈認証により業務従事者だけが、アクセスすることができるよう制御している。	
その他の措置の内容	特になし	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
特になし		

☐ 委託しない

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] ＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		・契約書の個人情報取扱特記事項により、目的外使用及び提供の禁止項目を設け、委託元の承諾なしに第三者に提供することを禁止している。 ・委託先に対して調査を行うことができる規定を定めている。 ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費(指定難病)に関する事務における追加措置＞ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい等事案が発生した場合の報告 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 ・従業員に対する監督・教育・実地の監査、調査等に関する事項
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[十分に行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費(指定難病)に関する事務における追加措置＞ ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、年1回デジタル庁から報告を受ける。
その他の措置の内容		＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る特定医療費(指定難病)に関する事務における追加措置＞ ・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。
リスクへの対策は十分な		[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

(リスク)委託先による特定個人情報の持ち出し及び移転について

- ・個人情報取扱特記事項として、目的外利用及び提供の禁止を設け、発注者の承諾なしに第三者に提供することを禁止。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜統合宛名システムにおける措置＞ ・中間サーバーへの情報照会依頼の登録にあたっては、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については中間サーバーに送信しない仕組みとしている。 ・情報照会結果を照会する際にも、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については取得していても表示・出力しない仕組みとしている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【ネットワークの分離】 統合宛名システム及び中間サーバーは、インターネット等の外部ネットワークから論理的・物理的に分離された、庁内の閉域網内で運用しており、外部からの不正アクセスを遮断している。 【アクセス制御と生体認証を用いた多要素認証】 中間サーバー等へアクセスできる職員を、職務上真に必要とする者に限定している。また、アクセスにあたっては、ID・パスワードに加え、生体認証等を組み合わせた厳格な多要素認証を実施し、なりすましを防止するとともに、権限のない者のアクセスをシステムの的に制限している。 【ログの取得と監視】 統合宛名システム及び中間サーバーにおける利用者の操作履歴(アクセスログ)をシステムで自動的に記録・保存している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
・その他のリスク 統合宛名システムや中間サーバー等のOSやミドルウェア等の脆弱性を突かれ、不正アクセス等により特定個人情報が漏えい・毀損するリスク。 ・措置の内容 統合宛名システムや中間サーバー等の機器について、OSやミドルウェア等のセキュリティパッチを適宜適用し、脆弱性対策を講じている。			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	住民基本台帳ネットワークに関する事務において、「住民基本台帳ネットワークシステム」の機器更新に伴い、リース事業者へ返却した古い機器の一部について、データ未消去のまま廃棄した可能性が高いことが判明したものの。	
再発防止策の内容	機密データを取り扱った機器を外部へ搬出する際には、「県庁内において、県職員立合のもと、専用ソフトによるデータ消去や物理破壊を行うこと」を契約書に明記するとともに、併せて、職員が現場でその作業を確実に確認するための「チェックリスト」を策定する。	
その他の措置の内容	特になし	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【その他のリスクの想定】

①一時データの滞留リスク

情報連携等に伴い、中間サーバーや統合宛名システムで一時的に生成されたデータ(特定個人情報)が、処理完了後もシステム内に不必要に残存し、漏えいの要因となるリスク。

②バックアップからの漏えいリスク

稼働中のシステムからは適切に消去された場合であっても、システム障害に備えて取得しているバックアップデータが第三者に窃取され、特定個人情報情報が漏えいするリスク。

【リスクに対する措置】

①システムによる自動消去・アクセス制御

中間サーバー等において、情報提供ネットワークシステムとの連携のために一時的に保持する特定個人情報、連携処理の完了後（又は定められた一時保持期間の経過後）に、システムプログラムにより自動的にかつ速やかに消去・破棄する仕様としており、人為的ミスによる消去漏れをシステム的に防止している。

②バックアップデータの厳重管理及びシステムの冗長化

システム障害等に備えて取得するバックアップデータについては、対象データに暗号化措置を講じた上で、施錠管理及び入退室管理が徹底された堅牢なデータセンター内で厳重に保管している。また、生体認証管理サーバーについては、本庁とデータセンターの複数拠点で冗長化構成をとることでデータ消失のリスクを物理的・システムの的に軽減している。

8. 監査	
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・特定個人情報等を取り扱わせる前に、研修等により取扱基準や実施手順の内容を熟知させている。 ・特定個人情報に関する研修、情報セキュリティに関する研修を全員に受講させ、未受講者には研修資料を通読させるなどフォローアップを行っている。 ・法令等の規定に違反した職員、当該職員の違反行為を隠ぺい又は黙認した職員及び当該職員を指導監督する地位にある職員について、懲戒処分の対象とするとともに、違反行為の悪質性に応じて刑事告発の対象とするなど厳正に対応する。
10. その他のリスク対策	
<安全確保上の問題への対応> 特定個人情報等の取扱いについて番号利用法違反の事案又は番号利用法違反のおそれがある事案が発覚した場合は、次のとおり対応する。 ① 暫定対応 ・流出した情報の回収など被害拡散の防止 ・障害のあったシステムから代替機への切り替え ・システム利用制限 ・システムを使用しない業務フローへの切り替え ② 事実関係の調査及び原因の究明 ・特定個人情報管理者は、事務取扱担当者から事情を聴取し、原因の究明を行う。 ・システム障害の場合には、システム管理委託業者に連絡をとり、障害の原因を調査し、復旧作業を行う。 ・復旧後、あらかじめ定めた手順に従いシステムを切り戻す。 ③ 漏えい等があった特定個人情報等の本人への連絡等 ・本人への連絡、又はホームページ等で本人が知り得る状況に置く。 ・問合せ等対応窓口を明示し、職員を定めて問合せ等に対応する。 ④ 事実関係及び再発防止策等の公表 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	①〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県生活環境部県民ふれあい課情報公開個人情報担当 電話番号 088-621-2718 ②〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県保健福祉部健康寿命推進課がん・疾病対策担当 電話番号 088-621-2999
②請求方法	来庁、郵送のいずれかの方法による請求 県ホームページに様式・請求方法等を掲載 (個別に定めがある場合は、各所属において記載してください。) 例) 書面(住基法第30条の32に基づく本人確認情報の開示)
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県保健福祉部健康寿命推進課がん・疾病対策担当 電話番号 088-621-2999
②対応方法	・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、生活環境部県民ふれあい課情報公開個人情報担当及び情報政策課企画担当に報告し、実施機関において必要な対応を行う。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] ＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	「オープンとくしま・パブリックコメント制度に関する要綱」に基づき実施
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	徳島県情報公開・個人情報保護審査会への諮問による。
③結果	

(別添2) 変更箇所

[illegible]